

寄付金取扱規定

（目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人学生団体スピカ（以下「この法人」という。）が受領する寄付金の取り扱いに関して必要な事項を規定するものである。

（定義）

第2条 この規定において、寄付金とは、この法人が寄付、遺贈、募金等の名目を問わず、返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭その他の財産権（この法人に対する無償の役務提供を除く）をいう。

（寄付金の種類）

第3条 この法人が受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」、「特定目的寄付金」及び「特別寄付金」とする。

- （1）一般寄付金：個人または団体から使途の特定がされないで受領する寄付金
- （2）特定目的寄付金：広く一般に、この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- （3）特別寄付金：前各号のほか、個人又は団体から使途の特定をされて受領する寄付金

（一般寄付金の募集及び使途）

第4条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、この法人の定款に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費にも使用することができる。

（特定目的寄付金の募集及び使途）

第5条 特定目的寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（電磁的方法・記録を含む）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定目的寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款の特定非営利活動に係る事業のうち特定の事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。

- 3 用途を特定した当該事業が終了し寄付金が残った場合、また予定していた当該事業への充当が困難になった場合は、代表の決裁を経て、この法人の他の特定非営利活動に係る事業に使用することができる。

(特別寄付金の募集及び用途)

第6条 この法人は常時特別寄付金を募ることができる。但し、特別寄付金を受領するには、代表の承認を求めるものとする。

(金銭以外の寄付金)

第7条 金銭以外の寄付金については、寄付者に説明した寄付の用途の範囲内で、この法人が自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を第3条～第6条の規定に従って 使用するものとする。

(遺贈及び相続財産などからの寄付)

第8条 寄付者からの遺贈及び相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付、死因贈与契約に基づく寄付、香典返し寄付についても、本規定を準用する。

- 2 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(寄付金の受入の制限)

第9条 この法人は、寄付金が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- (1) 法令または定款に抵触するとき
 - (2) 寄付金等の受入に起因して、この法人に著しい負担が生じるとき
 - (3) この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められるとき
 - (4) 寄付者またはその承継人が用途を指定して行った寄付に関し、その用途が定款に定めるこの法人の目的の達成に資するものではないとき
- 2 但し前項(4)について、寄付者またはその承継人と相談の上、この法人の目的の達成に資する用途への変更に合意した場合は、寄付金等を受け入れることができる。
 - 3 寄付者またはその承継人に対して、寄付金の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に

代えて供託等のこの法人の指定する適切な方法をとることができるものとする。

(寄付金の受領後の対応)

第 10 条 寄付金を受領したときは、この法人の名称、寄付金額及びその受領年月日を記載した受領を証明する書類を寄付者またはその承継人に送付するものとする。但し、メールでの受領通知に代えることができるものとする。尚、寄付者またはその承継人が特定できない場合や寄付者が不要の場合はこの限りではない。

- 2 前項について、継続寄付制度を通じた寄付金の受領証明は、初回の決済登録時に行うものとする。但し、寄付者またはその承継人から希望があった場合には、寄付総額をまとめて領収書として発行するものとする。
- 3 寄付金の使途結果の報告は、この法人の寄付者報告における事業報告及びホームページ、活動報告書等により、適時適切に行うものとする。
- 4 前項のほか、この法人は、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。
- 5 この規定に定めるものを除き、この法人の資産の譲渡・貸付・運用、役務の提供、役員の選任及び事業の運営等に関して、寄付者またはその承継人に特別の利益を与えないよう留意しなければならない。

(情報公開)

第 11 条 この法人が受領する寄付金等については、特定非営利活動促進法の事業報告書等の公開等の規定に基づき公開する。

(個人情報保護)

第 12 条 寄付者及びその承継人に係る個人情報は、この法人が別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理及び利用しなければならない。

(雑則)

第 13 条 本規定に定めるもののほか、本規定の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(規定の改正)

第 14 条 本規定は、理事会の会議により改正することができる。

附則 1 この規定は、2024年10月1日から施行する。